

一般廃棄物複数回直接搬入届出書

年 月 日

船井郡衛生管理組合 管理者 様

(申請者)
住所
氏名
電話

船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条に基づく一般廃棄物の直接搬入について、下記のとおり届け出ます。

廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 可燃 <input type="checkbox"/> ビニル類 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> ビン類 <input type="checkbox"/> 電池類 <input type="checkbox"/> 有害類 <input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> その他	内容 ()
廃棄物の量 (kg)		
廃棄物の発生地域	南丹市 ・ 京丹波町	
搬入希望日時	年 月 日 から 年 月 日	
備考		

受付印

複数回直接搬入届出受理書

年 月 日

年 月 日付の届出について、次のとおり受理します。

受付番号	第 号
搬入日	年 月 日 ~ 年 月 日

※なお、上記廃棄物の分別・運搬・処理について、裏面及び組合冊子「ごみの正しい分け方と出し方」をご覧ください。

【注意事項】

- ・乾燥したものであること
- ・分別し、搬入すること
- ・木・竹等の長物については50cm未満にすること
- ・飛散しないように積み込むこと
- ・事前に連絡を行い、搬入者及び搬入量等を伝えた上、搬入すること(0771-42-5341)
 - ※事情により、搬入量を制限する場合がある
- ・搬入については、午前9時から12時、もしくは午後1時から4時の間に、排出者が組合の指定する場所へ直接搬入すること(土日祝及び組合指定日を除く)
- ・処理手数料990円/50kg以下385円または440円/10kg(60kg以上)(税込)
- ・小動物の使用料に関しては、船井郡衛生管理組合小動物処理場(焼却)使用料条例で定めた額とする
 - ※単価は現物の形状等を確認後、決定する
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令(船井郡衛生管理組合条例等を含む)並びに申請内容を遵守するほか、船井郡衛生管理組合職員の指示に従うこと
- ・受理書を搬入車両に携帯すること
- ・搬入施設周辺及び施設構内では、法定速度及び組合指定速度を遵守すること